

# 岐阜県CSF（豚コレラ）対策検証報告 その10

県内19施設目（恵那市内農場）

県内20施設目（七宗町内農場）

県内21施設目（恵那市内農場）

県内22施設目（揖斐川町内農場）

県内23施設目（中津川市内農場）

県内24施設目（恵那市内農場）

2019年12月26日

岐阜県CSF（豚コレラ）検証作業チーム

## 本検証について

国内で26年ぶりに岐阜市内で確認されたCSF（豚コレラ<sup>とん</sup>）は、平成30年9月9日に患畜確定した後、感染が続き、県内24施設の発生に至る。

- ・ 県内1施設目 岐阜市内農場【A農場】(9/9 患畜)
- ・ 県内2施設目 岐阜市畜産センター公園 (11/16 疑似患畜)
- ・ 県内3施設目 岐阜県畜産研究所 (12/5 患畜) (美濃加茂市)
- ・ 県内4施設目 関市内農場【B農場】(12/10 疑似患畜)
- ・ 県内5施設目 岐阜県農業大学校 (12/15 患畜) (可児市)
- ・ 県内6施設目 関市内農場【C農場】(12/25 疑似患畜)
- ・ 県内7施設目 各務原市内農場【D農場】(1/29 疑似患畜)
- ・ 県内8施設目 本巣市内農場【E農場】(1/30 疑似患畜)
- ・ 県内9施設目 恵那市内農場【F農場】(2/6 疑似患畜)
- ・ 県内10施設目 瑞浪市内農場【G農場】(2/19 疑似患畜)
- ・ 県内11施設目 山県市内農場【H農場】(3/7 疑似患畜)
- ・ 県内12施設目 山県市内農場【I農場】(3/23 疑似患畜)
- ・ 県内13施設目 美濃加茂市内農場【J農場】(3/30 疑似患畜)
- ・ 県内14施設目 恵那市内農場【K農場】(4/9 疑似患畜)
- ・ 県内15施設目 恵那市内農場【L農場】(4/17 疑似患畜)
- ・ 県内16施設目 山県市内農場【M農場】(5/25 疑似患畜)
- ・ 県内17施設目 山県市内農場【N農場】(6/6 疑似患畜)
- ・ 県内18施設目 関市内農場【O農場】(6/23 疑似患畜)
- ・ **県内19施設目 恵那市内農場【P農場】(7/3 疑似患畜)**
- ・ **県内20施設目 七宗町内農場【Q農場】(7/10 疑似患畜)**
- ・ **県内21施設目 恵那市内農場【R農場】(7/27 疑似患畜)**
- ・ **県内22施設目 揖斐川町内農場【S農場】(8/17 疑似患畜)**
- ・ **県内23施設目 中津川市内農場【T農場】(9/5 疑似患畜)**
- ・ **県内24施設目 恵那市内農場【U農場】(9/22 疑似患畜)**

本報告はCSFが確認された県内19～24施設目の農場の防疫措置は適切であったのかを調査した結果、当該農場における課題及び県の今後の取り組みについて改善及び強化する点を取りまとめたものである。

※11月12日付で豚コレラの名称変更があったことから、以下、「豚コレラ」を「CSF」と表記する。ただし、当時使われた名称は除く。

# 1 恵那市内農場【P農場】における防疫措置

## 事実関係

### (1) 恵那市内農場【P農場】全体図



### (2) 農場概要

#### 【飼養者】

8名（農場主、家族及び従業員）

#### 【飼養状況】

計4, 836頭（親豚659頭、子豚4, 177頭）※7/3時点

### 恵那市内農場（P農場）の対応の推移

■はCSF事案発生後新たに実施した防疫対策 ※立入検査はH31(R1)以降のみ記載

日付	農場の対応	備考
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場（A農場）でCSF発生（県内1施設目）	
9/14(金)	★野生いのししでCSF陽性を確認（県内1頭目。岐阜市内）	
10/8(月)	■ワイヤーメッシュ柵を設置（既設置済の電気柵は撤去）	
11/16(金)	★岐阜市内の岐阜市畜産センターでCSF発生（県内2施設目）	
12/5(水)	★美濃加茂市内の県畜産研究所でCSF発生（県内3施設目）	
12/10(月)	★関市内の施設（B農場）でCSF発生（県内4施設目）	
12/15(土)	★可児市内の県農業大学校でCSF発生（県内5施設目）	
12/25(火)	★関市内の農場（C農場）でCSF発生（県内6施設目）	
1/29(火)	★各務原市内の農場（D農場）でCSF発生（県内7施設目）	
1/30(水)	★本巣市内の農場（E農場）でCSF発生（県内8施設目）	
2/6(水)	★恵那市内の農場（F農場）でCSF発生（県内9施設目）	
2/19(火)	★瑞浪市内の農場（G農場）でCSF発生（県内10施設目）	
3/6(水)	<b>【立入検査】</b> （国、県等） ① 入口ゲートが貧弱なため、入口ゲートの固定や、おもりを置くなどして強化すること。 ② 物品の受け取りは事務所で行うこと。	
3/7(木)	★山県市内の農場（H農場）でCSF発生（県内11施設目）	
3/13(水)	農林水産省豚コレラ現地対策本部名及び県東濃家畜保健衛生所名で、3/6立入検査の結果について、文書で改善を依頼。	
3/23(土)	★山県市内の農場（I農場）でCSF発生（県内12施設目）	
3/27(水)	<b>【立入検査】</b> （国、県） 3/6指摘事項に係る改善状況を確認。 ① ゲートが開かない構造へ強化済。 ② 事務所は日中、無人のため受け取りができない。業者は車両全体を消毒後、農場入口で物品を納品しており適切な対応であることを確認。	
3/30(土)	★美濃加茂市内の農場（J農場）でCSF発生（県内13施設目）	
4/9(火)	★恵那市内の農場（K農場）でCSF発生（県内14施設目）	
4/17(水)	★恵那市内の農場（L農場）でCSF発生（県内15施設目）	
5/25(土)	★山県市内の農場（M農場）でCSF発生（県内16施設目）	
6/5(水)	★山県市内の農場（N農場）でCSF発生（県内17施設目）	
6/23(日)	★関市内の農場（O農場）でCSF発生（県内18施設目）	

7/1(月)	<p>12 時頃 農場から、県東濃家畜保健衛生所へ「2 頭がチアノーゼかもしれない」との連絡あり（2 頭の写真もメールで報告）。</p> <p>電話の内容では、解熱剤や抗生剤で熱が下がらない豚が 2 頭いるが、離乳後の豚舎移動等の環境変化により、これまでも発熱することはよくあるとの事。</p> <p>→（県東濃家畜保健衛生所）</p> <p>農場からの聞き取り、写真等により、所内で検討した結果、CSF を疑う所見と認めず、しばらくの間、経過観察をし、その状況を県東濃家畜保健衛生所へ連絡するよう指示。</p> <p>14:42～ 農場は、県東濃家畜保健衛生所からの指示に従い、経過観察を行った。</p>	
7/2(火)	<p>10:00～ 県東濃家畜保健衛生所から農場へ電話し、その後の様子を確認。農場は、発熱症状が改善せず、さらに、発赤のある豚が 2 頭増えた旨を回答するとともに、豚の体温や食欲不振等の状況を県東濃家畜保健衛生所へ FAX 送信。</p> <p>出荷が予定されていたが、農場主の自主判断により出荷を自粛。</p> <p>→（県東濃家畜保健衛生所）</p> <p>受信した FAX の情報を踏まえ、対応を検討。発熱個体は散在しているものの、昨日より頭数が増えていると思われたため、立入を検討。</p> <p>～12:00 農場から、県東濃家畜保健衛生所へ、再度、症状について連絡があり、県東濃家畜保健衛生所は立入する旨回答。同一豚舎内の 16 頭で食欲低下が認められ、うち 4 頭で発熱（40℃以上）。分娩舎の 3 頭で発熱（体温 40℃以上）。</p> <p>県東濃家畜保健衛生所、当該農家に移動自粛を要請。</p>	

	<p>14:00～ 県東濃家畜保健衛生所職員が農場へ立入検査を実施。</p> <p>16:00 検体（血液）24頭を県中央家畜保健衛生所へ移送。</p> <p>19:13 名古屋市中央卸売市場南部市場へ出荷している旨を愛知県へ連絡。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床検査及び採血</li> <li>・23:45 採血24頭のPCR①検査（血液）結果→22頭陽性</li> </ul>
7/3(水)	<p>00:00 県東濃家畜保健衛生所職員が農場へ2回目の立入検査を実施。</p> <p>03:00 解剖検査用豚2頭を県中央家畜保健衛生所へ移送。</p> <p>08:30 搬出制限区域内の農場（3農場）への事前連絡。</p> <p>18:00 愛知県からと畜場で交差の恐れがある県内2農場について連絡。</p> <p>18:20 愛知県のと畜場で交差の恐れがある県内2農場へ連絡。</p> <p>19:00 国との協議を経て、疑似患畜と決定。搬出制限区域内3農場へ搬出制限を実施。発生農場とと畜場での交差の恐れがある2農場にウイルスを広げる恐れがある物品の移出を停止。疑似患畜と決定した旨を愛知県へ連絡。</p> <p>23:00 殺処分開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・02:45 採血24頭のPCR②検査（血液）結果→22頭陽性</li> <li>・15:30 解剖2頭のPCR①検査（臓器）結果→2頭陽性</li> <li>・18:00 解剖2頭のPCR②検査（臓器）結果→2頭陽性</li> </ul>
7/6(土)	04:30 殺処分完了	
7/7(日)	15:15 防疫措置完了	

※当該農場（P農場）における死亡豚数（6/1～7/2 報告徴求で把握したもの）

日付	死亡豚数	死亡理由（農場主の判断）
6/1	10	死産6、未熟1、圧死2、ストレス1
6/2	3	死産1、未熟1、圧死1
6/3	3	死産1、ストレス1、発育不全1
6/4	5	死産4、発育不全1
6/5	12	死産3、圧死6、ストレス1、腸炎等疑2
6/6	13	死産10、未熟1、圧死1、ストレス1
6/7	22	死産17、圧死4、ケンカ1
6/8	23	死産15、未熟5、圧死1、衰弱2
6/9	11	死産3、未熟1、圧死3、衰弱2、発育不全2
6/10	9	死産4、未熟2、圧死1、衰弱1、発育不全1
6/11	8	死産2、ストレス1、衰弱5
6/12	6	未熟3、圧死1、衰弱1、腸炎疑1
6/13	5	死産3、虚弱2
6/14	3	圧死2、虚弱1
6/15	18	死産8、圧死4、衰弱3、発育不全3
6/16	11	死産4、圧死3、ストレス2、虚弱2
6/17	13	死産6、未熟3、圧死1、ストレス1、衰弱2
6/18	6	死産3、股開き1、圧死1、虚弱1
6/19	12	死産3、未熟2、股開き3、圧死2、虚弱1、 発育不全1
6/20	10	死産4、未熟2、股開き1、圧死1、虚弱1、 発育不全1
6/21	16	死産6、圧死2、衰弱5、肺炎疑2、縊死1
6/22	15	死産9、未熟4、衰弱1、発育不全1
6/23	22	死産12、未熟3、股開き1、圧死1、虚弱1、 発育不全4
6/24	14	死産3、未熟3、股開き1、ストレス2、衰弱1、 発育不全3、肺炎疑1
6/25	4	未熟2、股開き1、虚弱1
6/26	6	未熟1、圧死1、衰弱1、発育不全3
6/27	15	死産8、未熟1、ストレス1、発育不全5
6/28	14	死産6、未熟3、圧死1、虚弱2、発育不全2
6/29	15	未熟2、圧死6、衰弱2、発育不全4、肺炎疑1
6/30	13	死産5、未熟4、虚弱2、発育不全2
7/1	10	股開き1、虚弱2、発育不全7
7/2	4	死産1、未熟1、虚弱1、発育不全1

【恵那内農場（P農場）：飼養衛生管理基準に定めるものの対応】

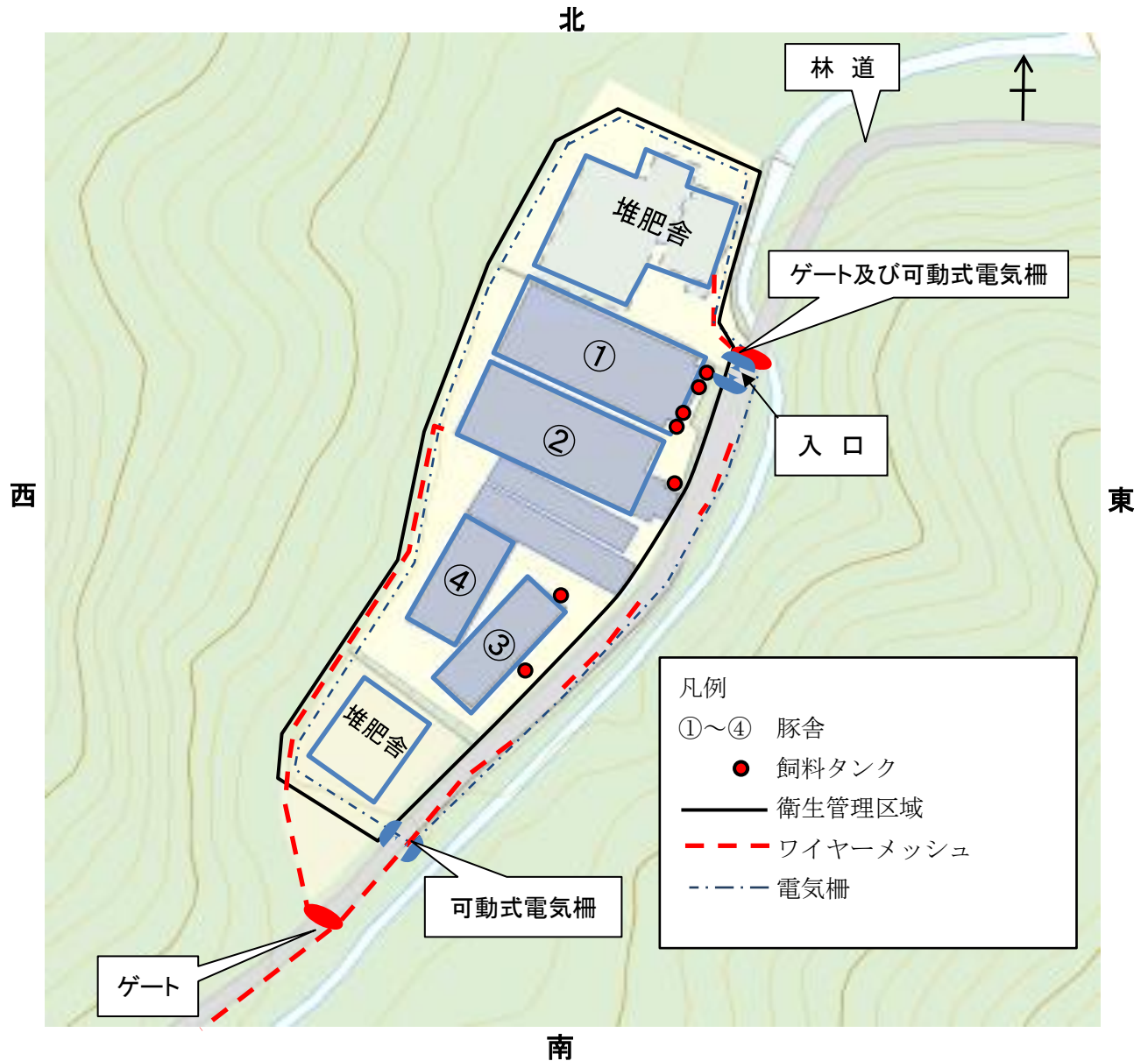
飼養衛生管理基準の主なもの	農場の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設全体を衛生管理区域として設定し、擁壁部分を除き、ワイヤーメッシュ柵を設置（擁壁部分は、地形的状況から野生動物の侵入は困難）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域への必要のない者への立入りの制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼養には8名が従事。</li> <li>出入口は2か所。可動式ゲートで常時封鎖。訪問業者はゲート設置の事務所連絡先に連絡し、入場。</li> <li>農場入口に関係者以外立入禁止の注意書看板あり。郵便受け及び配達物用の倉庫は衛生管理区域外に設置。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域に立ち入る車両の消毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用の消毒ゲート、動力噴霧器及び消石灰帯で消毒を実施。消毒効果を高めるため、15分程度待機してから入場。</li> <li>ワンウェイ化されていないが、消石灰帯を設けることで対応。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼養者は衛生管理区域外に駐車し、農場入口で専用のサンダルに履き替え入場。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その後、飼養者は事務所（区域内）でシャワーし場内用服、長靴、手袋を着用。</li> <li>各豚舎入口に専用の長靴、踏込消毒槽及び手指消毒液を設置（豚舎毎の専用服は未設置）。</li> <li>出入り業者は、農場専用の防護服、長靴及び手袋を使用。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動物等からの病原体の侵入防止</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>給餌設備、給水設備等への野生動物（ねずみ、野鳥等）の排せつ物等の混入の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全豚舎の開口部に防鳥ネット及びロールアップ式のカーテンを設置。堆肥舎にも防鳥ネットを設置。</li> <li>殺鼠剤を使用していたが、一部の豚舎内でねずみが確認された。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料に適した水の給与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源は井戸水及び水道水で、井戸水は塩素系タブレットによる消毒のみ実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止のための措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死体は急速醗酵堆肥化装置（コンポスト）により堆肥化。堆肥舎には防鳥ネットあり。</li> </ul>



## 2 七宗町内農場【Q農場】における防疫措置

### 事実関係

#### (1) 七宗町内農場【Q農場】全体図



#### (2) 農場概要

##### 【飼養者】

2名（農場主及び家族）

##### 【飼養状況】

計409頭（親豚10頭、子豚399頭）※7/10時点

**七宗町内農場（Q農場）の対応の推移**

■はCSF事案発生後新たに実施した防疫対策 ※立入検査はH31(R1)以降のみ記載

日付	農場の対応	備考
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場（A農場）でCSF発生（県内1施設目）	
9/14(金)	★野生いのししでCSF陽性を確認（県内1頭目。岐阜市内）	
10/4(木)	■電気柵を設置	
11/16(金)	★岐阜市内の岐阜市畜産センターでCSF発生（県内2施設目）	
12/5(水)	★美濃加茂市内の県畜産研究所でCSF発生（県内3施設目）	
12/10(月)	★関市内の施設（B農場）でCSF発生（県内4施設目）	
12/15(土)	★可児市内の県農業大学校でCSF発生（県内5施設目）	
12/25(火)	★関市内の農場（C農場）でCSF発生（県内6施設目）	
1/29(火)	★各務原市内の農場（D農場）でCSF発生（県内7施設目）	
1/30(水)	★本巣市内の農場（E農場）でCSF発生（県内8施設目）	
2/6(水)	★恵那市内の農場（F農場）でCSF発生（県内9施設目） ■ワイヤーメッシュ柵を設置	
2/19(火)	★瑞浪市内の農場（G農場）でCSF発生（県内10施設目）	
3/6(水)	【立入検査】（国、県等） ① 飼料の搬送路に消石灰を散布すること。 ② 豚を移動する際、豚舎周囲の通路等に消石灰を散布すること。 ③ 豚舎専用の長靴を設置すること。 ④ 豚舎の壁の隙間をふさぐこと。 ⑤ 沢水（飲み水）の消毒を検討すること。 ⑥ 夏場までに防鳥ネット等の対策を行うこと。 ⑦ 小動物侵入防止用の目の細かい網を柵の下部全体に張ること。	
3/7(木)	★山県市内の農場（H農場）でCSF発生（県内11施設目）	
3/13(水)	農林水産省豚コレラ現地対策本部名及び県中濃家畜保健衛生所名で、3/6立入検査の結果について、文書で改善を依頼。	
3/23(土)	★山県市内の農場（I農場）でCSF発生（県内12施設目）	
3/30(土)	★美濃加茂市内の農場（J農場）でCSF発生（県内13施設目）	
4/9(火)	★恵那市内の農場（K農場）でCSF発生（県内14施設目）	
4/17(水)	★恵那市内の農場（L農場）でCSF発生（県内15施設目）	
4/19(金)	【立入検査】（国、県） 3/6指摘事項に係る改善状況を確認。	

	<p>① 飼料搬送路に消石灰散布実施済。</p> <p>② 豚舎周囲の通路等に消石灰散布実施済</p> <p>③ 豚舎専用の長靴を設置済。</p> <p>④ 豚舎の壁の隙間の一部はベニヤ板等で塞いでいたが、一部塞いでいない隙間があった。</p> <p>⑤ 消毒用貯水タンクを購入し、配管とともに設置したが、ドサトロン等の塩素滴下装置は未設置。</p> <p>⑥ 防鳥ネットを購入。後は設置するのみの状態。</p> <p>⑦ 小動物侵入防止用の目の細かい網を、柵の下部全体に設置済。</p>	
4/27(土)	<p><b>【確認】</b> (県)</p> <p>・3/6の指摘の改善状況を写真確認(④、⑤)。</p>	
5/12(日)	<p><b>【確認】</b> (県)</p> <p>・3/6の指摘の改善状況を写真確認(⑥)。</p>	
5/25(土)	<p>★山県市内の農場(M農場)でCSF発生(県内16施設目)</p>	
5/29(水)	<p><b>【確認】</b> (国)</p> <p>・3/6の指摘の改善状況を写真確認(④～⑥)。</p>	
6/5(水)	<p>★山県市内の農場(N農場)でCSF発生(県内17施設目)</p>	
6/23(日)	<p>★関市内の農場(O農場)でCSF発生(県内18施設目)</p>	
7/3(水)	<p>★恵那市内の農場(P農場)でCSF発生(県内19施設目)</p>	
7/9(火)	<p>09:45 飼養者から県中濃家畜保健衛生所へ肥育豚1頭(②豚舎)死亡、同一豚房の豚が若干食欲なし、元気なしとの連絡あり。当該農家に移動自粛を要請。</p> <p>13:00～ 県中濃家畜保健衛生所職員が農場へ立入検査を実施。</p> <p>14:20 血液検体10頭、解剖検査用豚2頭を県中央家畜保健衛生所へ移送。</p>	<p>・通報のあった死亡豚の隣接豚房でさらに1頭(肥育豚)の死亡を確認。</p> <p>・同居豚及び周囲の豚房の豚10頭の体温測定及び採血を実施(体温38.7℃～42.5℃)</p>

	16:00 交差の恐れがあると畜場（1か所）への事前連絡。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・23:30 採血10頭のPCR①検査（血液）結果→8頭陽性</li> </ul>
7/10(水)	<p>06:30 国との協議を経て、疑似患畜と決定。</p> <p>18:00 殺処分開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・02:30 採血10頭のPCR②検査（血液）結果→8頭陽性</li> <li>・02:30 解剖2頭のPCR①検査（臓器）結果→2頭陽性</li> <li>・05:30 解剖2頭のPCR②検査（臓器）結果→2頭陽性</li> </ul>
7/11(木)	<p>00:40 殺処分完了</p> <p>14:30 防疫措置完了</p>	

※当該農場（Q農場）における死亡豚数（6/1～7/10 報告徴求で把握したもの）

日付	死亡豚数	死亡理由（農場主の判断）
6/17	2	県検査：PCR、ELISA とともに陰性
7/9	1	※立ち入り検査当日

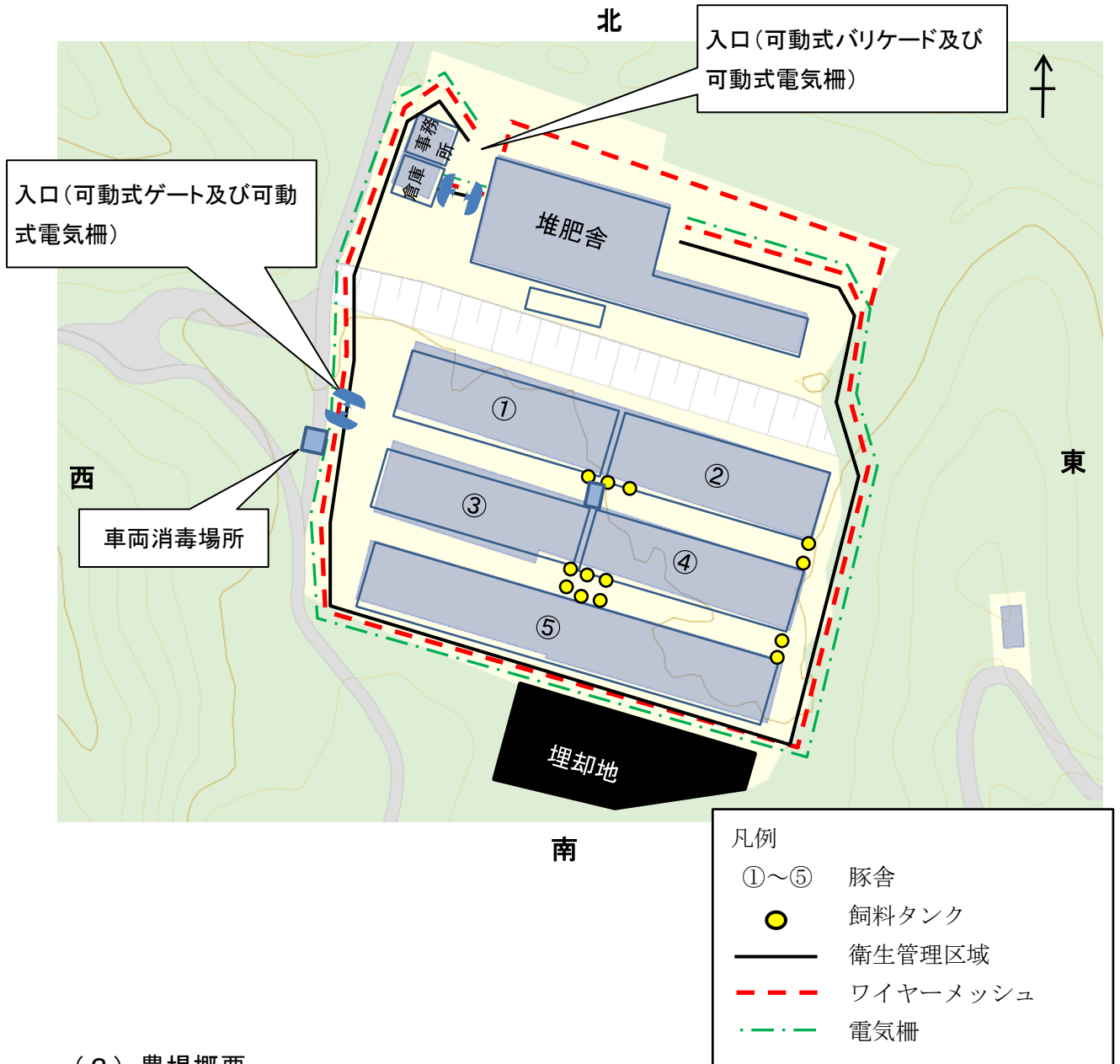
【七宗町内農場（Q農場）：飼養衛生管理基準に定めるものの対応】

飼養衛生管理基準の主なもの	農場の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一連の作業施設全体を含んで設定。</li> <li>電気柵とワイヤーメッシュ柵は区域に隣接する林道を含め設置。ワイヤーメッシュ柵は一部設置されていない部分あり。</li> <li>林道上に、可動式ゲートと取り外し可能な電気柵を各2ヵ所設置。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域への必要のない者への立入りの制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道に隣接する部分に区域を表示するフェンス等は設置されておらず、開放状態であった。ただし、農場内は消石灰が散布されており、部外者にも衛生管理区域であることは容易に識別可能。</li> <li>林道には立入禁止の注意書き有り。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域に立ち入る車両の消毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域に隣接する林道上に消石灰を散布。</li> <li>飼養者の車両は自宅で消毒するが、区域へ入る際の消毒は未実施。飼養者以外（おが屑運搬業者、餌運搬業者）は林道入口で噴霧器にて車両消毒していたが、区域に入る際の消毒は未実施。ただし、林道上に散布された消石灰帯を通過。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼養者は区域内で農場専用の長靴、手袋、防護服を着用。豚舎入口には踏込消毒槽を設置。豚舎専用の長靴に履き替え（豚舎内の専用服、専用手袋未設置）。</li> <li>業者は車両消毒の際に、業者自前の長靴を噴霧器で消毒。専用の衣服は無し。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動物等からの病原体の侵入防止</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>給餌設備、給水設備等への野生動物（ねずみ、野鳥等）の排せつ物等の混入の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防鳥ネット等により侵入防止策が講じられていたが、建物との隙間がある箇所もあった。豚舎にネズミが侵入し、豚舎内の餌にネズミの排せつ物が混入。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料に適した水の給与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沢水を利用。塩素消毒を実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止のための措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死体は堆肥に混ぜて発酵処理していた。堆肥舎には防鳥ネットなし。</li> <li>堆肥（6か月程度醗酵）は自社トラックで運搬し、近隣の農家に販売していた。</li> </ul>

### 3 恵那市内農場【R農場】における防疫措置

#### 事実関係

(1) 恵那市内農場【R農場】全体図



(2) 農場概要

**【飼養者】**

2名 (農場主及び従業員)

**【飼養状況】**

計 1, 0 1 5 頭 (親豚 9 3 頭、子豚 9 2 2 頭) ※7/27 時点

### 恵那市内農場（R農場）の対応の推移

■はCSF事案発生後新たに実施した防疫対策 ※立入検査はH31(R1)以降のみ記載

日付	農場の対応	備考
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場（A農場）でCSF発生（県内1施設目）	
9/14(金)	★野生いのししでCSF陽性を確認（県内1頭目。岐阜市内）	
9/30(日)	■電気柵を設置	
11/16(金)	★岐阜市内の岐阜市畜産センターでCSF発生（県内2施設目）	
12/5(水)	★美濃加茂市内の県畜産研究所でCSF発生（県内3施設目）	
12/10(月)	★関市内の施設（B農場）でCSF発生（県内4施設目）	
12/15(土)	★可児市内の県農業大学校でCSF発生（県内5施設目）	
12/25(火)	★関市内の農場（C農場）でCSF発生（県内6施設目）	
12/28(金)	■ワイヤーメッシュ柵を設置	
1/29(火)	★各務原市内の農場（D農場）でCSF発生（県内7施設目）	
1/30(水)	★本巣市内の農場（E農場）でCSF発生（県内8施設目）	
2/6(水)	★恵那市内の農場（F農場）でCSF発生（県内9施設目）	
2/12(火)	<p><b>【立入検査】</b>（国、県等）</p> <p>① 農場を覆うフェンスの一部に地面等との隙間があったため、ふさぐこと。</p> <p>② 出荷トラックが他農場と共有されていたため、運送業者に確認し、他の農場の出荷豚を運んだ後はしっかりと期間を空けること。また、消毒薬はパコマではなく、グルタール系の消毒液を使うこと。</p> <p>③ 豚舎内の消毒には水を消毒するオキシリンクを使っているため、グルタール系の消毒液を使うこと。</p> <p>④ 沢水を豚の飲水に使っているため、水質を確認するため家畜保健衛生所や保健所に検査を依頼すること。</p> <p>⑤ 管理区域内に草木や廃棄物が散見されるため、野生生物のすみかとなることや野鳥が留まることを防ぐため、除去すること。</p>	
2/19(火)	★瑞浪市内の農場（G農場）でCSF発生（県内10施設目）	
2/22(金)	農林水産省豚コレラ現地対策本部名で、2/12立入検査の結果について、文書で改善を依頼。	

3/7(木)	★山県市内の農場 (H 農場) で C S F 発生 (県内 1 1 施設目)	
3/23(土)	★山県市内の農場 (I 農場) で C S F 発生 (県内 1 2 施設目)	
3/30(土)	★美濃加茂市内の農場 (J 農場) で C S F 発生 (県内 1 3 施設目)	
4/9(火)	★恵那市内の農場 (K 農場) で C S F 発生 (県内 1 4 施設目)	
4/11(木)	【立入検査】 (国、県等) ・ 2/12 の指摘事項に係る改善状況を確認。	
4/17(水)	★恵那市内の農場 (L 農場) で C S F 発生 (県内 1 5 施設目)	
5/25(土)	★山県市内の農場 (M 農場) で C S F 発生 (県内 1 6 施設目)	
6/5(水)	★山県市内の農場 (N 農場) で C S F 発生 (県内 1 7 施設目)	
6/23(日)	★関市内の農場 (O 農場) で C S F 発生 (県内 1 8 施設目)	
7/3(水)	★恵那市内の農場 (P 農場) で C S F 発生 (県内 1 9 施設目)	
7/10(水)	★七宗町内の農場 (Q 農場) で C S F 発生 (県内 2 0 施設目)	
7/26(金)	<p>10:40 飼養者から県東濃家畜保健衛生所へ、食欲不振の母豚 (①、②豚舎) が認められるとの連絡あり。食欲不振の豚 9 頭 (体温 38.4℃ ~ 41.0℃) 当該農家に移動自粛を要請。</p> <p>12:30 交差の恐れがあると畜場 (1 か所) への事前連絡</p> <p>13:00~ 県東濃家畜保健衛生所職員が農場へ立入検査を実施。 当該豚の採血を実施。</p> <p>14:00 血液検体 9 頭を中央家畜保健衛生所へ移送。</p> <p>17:10 搬出制限区域内農場 (1 農場) への事前連絡</p> <p>23:40 食欲不振の豚 9 頭の中から、解剖検査用豚 1 頭を中央家畜保健衛生所へ移送</p>	<p>・ 23:20 採血 9 頭の PCR①検査 (血液) 結果→ 9 頭陽性</p>
7/27(土)		<p>・ 02:30 採血 9 頭の PCR②検査 (血液) 結果→ 9 頭陽性</p>



	14:30	国との協議を経て疑似患畜と決定。搬出制限区域内1農場へ搬出制限を実施。 発生農場と畜場での交差の恐れがある農場（6農場）に病原体を広げる恐れがある物品の移出を制限。 交差の恐れがあると畜場（1か所）の事業を停止。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10:00 解剖1頭のPCR①検査（臓器） 結果→1頭陽性</li> <li>・13:00 解剖1頭のPCR②検査（臓器） 結果→1頭陽性</li> </ul>
7/28(日)	02:00	殺処分開始	
7/30(火)	00:02	殺処分完了	
	10:30	防疫措置完了	

※当該農場（R農場）における死亡豚数（6/27～7/26 報告徴求で把握したもの）

日付	死亡豚数	死亡理由（農場主の判断）
6/27	2	死産2
6/28	3	圧死1、虚弱2
6/29	1	虚弱1
6/30	4	圧死2、虚弱2
7/1	2	虚弱2
7/2	1	虚弱1
7/4	2	死産2
7/6	1	圧死1
7/8	1	発育不良1
7/9	1	ヒネ1
7/12	5	死産4、圧死1
7/13	1	死産1
7/14	1	圧死1
7/18	1	死産1
7/19	9	死産9
7/21	3	圧死2、虚弱1
7/24	8	肺炎疑1、死産7
7/25	2	虚弱2
7/26	9	ヒネ1、死産8

【恵那市内農場（R農場）：飼養衛生管理基準に定めるものの対応】

飼養衛生管理基準の主なもの	農場の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一連の作業施設及び事務所併設倉庫の一部を含んで設定されており、ワイヤーメッシュ柵及び電気柵で区域全体を網羅している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域への必要のない者への立入りの制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼養には2名が従事。</li> <li>入口は2か所。①従業員が使用する事務所付近の出入口（北側）と②業者が使用する豚舎付近の出入口（西側）。いずれも可動式ゲートで常時封鎖。</li> <li>入口2か所に立入禁止の注意書きあり。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域に立ち入る車両の消毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農場入口付近は消石灰を散布されていたが、他の農場敷地内には散布されていなかった。</li> <li>出入りする車両は、農場入口手前の車両消毒槽による消毒を行った後、動力噴霧器による消毒を行ってから入場する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員は事務所併設の倉庫で農場専用の長靴、手袋、防護服を着用。豚舎入口には踏込消毒槽を設置。豚舎に入る際は豚舎専用の服を着用し、長靴、手袋は履き替える。</li> <li>業者は車両消毒の際に、入口付近に設置された防護服、長靴、手袋を着用。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動物等からの病原体の侵入防止</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>給餌設備、給水設備等への野生動物（ねずみ、野鳥等）の排せつ物等の混入の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豚舎の密閉度は高く、防鳥ネット等により侵入防止策が講じられていた。</li> <li>豚舎内にネズミが侵入しており、ネズミの糞が少量認められた。</li> <li>野鳥が豚舎内に入ることはないが、農場内ではツバメ等が見られた。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料に適した水の給与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沢水を利用。消毒を実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止のための措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死体は堆肥に混ぜて発酵処理していた。</li> <li>堆肥舎に防鳥ネットが設置してあったが、一部隙間があった。</li> <li>最近では堆肥を場外へ持ち出していない。</li> </ul>

# 4 揖斐川町内農場【S農場】における防疫措置

## 事実関係

(1) 揖斐川町内農場【S農場】全体図



(2) 農場概要

### 【飼養者】

4名（農場主、家族及び従業員）

### 【飼養状況】

計 3, 6 4 2 頭（親豚 2 6 1 頭、子豚 3, 3 8 1 頭）※8/17 時点

### 揖斐川町内農場（S農場）の対応の推移

■はCSF事案発生後新たに実施した防疫対策 ※立入検査はH31(R1)以降のみ記載

日付	農場の対応	備考
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場（A農場）でCSF発生（県内1施設目）	
9/14(金)	★野生いのししでCSF陽性を確認（県内1頭目。岐阜市内）	
10/4(木)	■電気柵を設置	
11/16(金)	★岐阜市内の岐阜市畜産センターでCSF発生（県内2施設目）	
12/5(水)	★美濃加茂市内の県畜産研究所でCSF発生（県内3施設目）	
12/10(月)	★関市内の施設（B農場）でCSF発生（県内4施設目）	
12/15(土)	★可児市内の県農業大学校でCSF発生（県内5施設目）	
12/16(日)	■ワイヤーメッシュ柵を設置	
12/25(火)	★関市内の農場（C農場）でCSF発生（県内6施設目）	
1/29(火)	★各務原市内の農場（D農場）でCSF発生（県内7施設目）	
1/30(水)	★本巣市内の農場（E農場）でCSF発生（県内8施設目）	
2/6(水)	★恵那市内の農場（F農場）でCSF発生（県内9施設目）	
2/15(金)	<p><b>【立入検査】</b>（国、県等）</p> <p>① 消毒槽の設置位置が適切ではなく、ワンウェイが作れていないので、ワンウェイの動線の確保を意識すること。</p> <p>② 防鳥ネットのない豚舎に、防鳥ネットの設置を検討すること。</p> <p>③ 道路等で分断された複数エリアがあるときは、すべてのエリアで同等の対策が講じられるよう、持続的な実現性の高い対応を県との間で構築すること。</p> <p>④ （衛生管理区域に入る際の）事務所側敷地の踏込消毒槽（衛生管理区域外に設置）の位置が分かりにくいので、変更すること。また、消毒槽を複数設置する等によって確実に消毒が行われるようにすること。</p> <p>⑤ 不要なものを整理すること。</p>	
2/19(火)	★瑞浪市内の農場（G農場）でCSF発生（県内10施設目）	
2/22(金)	農林水産省豚コレラ現地対策本部名で、2/15立入検査の結果について、文書で改善を依頼。	
3/5(火)	<p><b>【確認】</b>（県）</p> <p>・2/15の指摘の改善状況を電話確認（⑤）。</p>	

3/7(木)	★山県市内の農場 (H 農場) でC S F 発生 (県内 1 1 施設目)	
3/23(土)	★山県市内の農場 (I 農場) でC S F 発生 (県内 1 2 施設目)	
3/30(土)	★美濃加茂市内の農場 (J 農場) でC S F 発生(県内 1 3 施設目)	
4/9(火)	★恵那市内の農場 (K 農場) でC S F 発生 (県内 1 4 施設目)	
4/12(金)	<p><b>【立入検査】</b> (国、県)</p> <p>2/15 指摘事項に係る改善状況を確認。</p> <p>① ワンウェイの動線を確保済。</p> <p>② 防鳥ネットを設置済。</p> <p>③ 事務所前及び別の農場出入口に動力噴霧器を設置済。ロープを張って衛生管理区域を明確化。</p> <p>④ 踏込消毒槽の位置を変更済。 農場入口等に消毒槽を設置済。 三角コーン等で衛生管理区域までの道順を明確化。 農場内のすべての踏込消毒槽について、洗浄と消毒の2つの槽を設置済。</p>	
4/17(水)	★恵那市内の農場 (L 農場) でC S F 発生 (県内 1 5 施設目)	
5/25(土)	★山県市内の農場 (M 農場) でC S F 発生 (県内 1 6 施設目)	
6/5(水)	★山県市内の農場 (N 農場) でC S F 発生 (県内 1 7 施設目)	
6/23(日)	★関市内の農場 (O 農場) でC S F 発生 (県内 1 8 施設目)	
7/3(水)	★恵那市内の農場 (P 農場) でC S F 発生 (県内 1 9 施設目)	
7/10(水)	★七宗町内の農場 (Q 農場) でC S F 発生 (県内 2 0 施設目)	
7/27(土)	★恵那市内の農場 (R 農場) でC S F 発生 (県内 2 1 施設目)	
8/16(金)	<p>10:18 飼養者から中央家畜保健衛生所へ、食欲不振の母豚が2頭認められるとの連絡あり。 当該農家に移動自粛を要請。</p> <p>12:23～ 中央家畜保健衛生所職員が農場へ立入検査を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食欲不振の豚2頭の体温測定及び採血を実施 (体温 39.3℃、40.4℃)</li> <li>・その他の母豚14頭の体温測定及びうち4頭の採血を実施 (体温 37.1℃～39.4℃)</li> </ul>

	<p>14:00 血液検体 6 頭を中央家畜保健衛生所へ移送。</p> <p>16:40 交差の恐れがあると畜場（1 か所）への事前連絡。</p> <p>19:30 移動制限区域内農場（1 農場）及び搬出制限区域内農場（5 農場）への事前連絡。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 22:00 採血 6 頭の PCR①検査（血液）結果→ 4 頭陽性</li> </ul>
8/17(土)	<p>01:00 食欲不振の豚 2 頭の中から、解剖検査用豚 1 頭を中央家畜保健衛生所へ移送。</p> <p>10:00～ 当該農場へ豚を移動した農場（1 農場）への立入検査を実施。</p> <p>14:00 国との協議を経て、疑似患畜と決定。  移動制限区域内農場（1 農場）へ移動制限を実施。  搬出制限区域内農場（5 農場）へ搬出制限を実施。  発生農場と畜場での交差の恐れがある農場（7 農場）及び発生農場への豚の出荷により交差の恐れがある農場（1 農場）に病原体を広げる恐れがある物品の移出を制限。</p> <p>19:45 殺処分開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 01:00 採血 6 頭の PCR②検査（血液）結果→ 4 頭陽性</li> <li>• 10:00 解剖 1 頭の PCR①検査（臓器）結果→ 1 頭陽性</li> <li>• 13:00 解剖 1 頭の PCR②検査（臓器）結果→ 1 頭陽性</li> </ul>
8/21(水)	21:23 殺処分完了	
8/23(金)	06:50 防疫措置完了	

※当該農場（S農場）における死亡豚数（7/1～8/15 報告徴求で把握したもの）

日付	死亡豚数	死亡理由（農場主の判断）
7 / 1	6	死産 5、圧死 1
7 / 2	2	死産 2
7 / 3	4	死産 4
7 / 4	1	死産 1
7 / 6	3	死産 3
7 / 11	12	死産 12
7 / 12	2	死産 1、圧死 1
7 / 13	1	死産 1
7 / 14	1	死産 1
7 / 15	3	死産 3
7 / 16	4	死産 4
7 / 18	4	死産 4
7 / 21	8	死産 7、圧死 1
7 / 22	19	死産 17、圧死 1、虚弱 1
7 / 25	10	死産 10
7 / 27	2	圧死 2
7 / 28	5	死産 4、圧死 1
7 / 29	1	死産 1
7 / 30	2	死産 1、圧死 1
7 / 31	2	死産 2
8 / 1	15	死産 14、圧死 1
8 / 2	2	虚弱 2
8 / 3	1	圧死 1
8 / 4	2	圧死 1、虚弱 1
8 / 5	2	虚弱 2
8 / 6	1	圧死 1
8 / 7	2	圧死 2
8 / 8	7	死産 6、圧死 1
8 / 9	8	死産 6、圧死 2
8 / 10	1	圧死 1
8 / 11	2	死産 2
8 / 12	3	死産 2、圧死 1
8 / 13	1	圧死 1
8 / 14	6	死産 4、圧死 2
8 / 15	4	死産 4

【揖斐川町内農場（S農場）：飼養衛生管理基準に定めるものの対応】

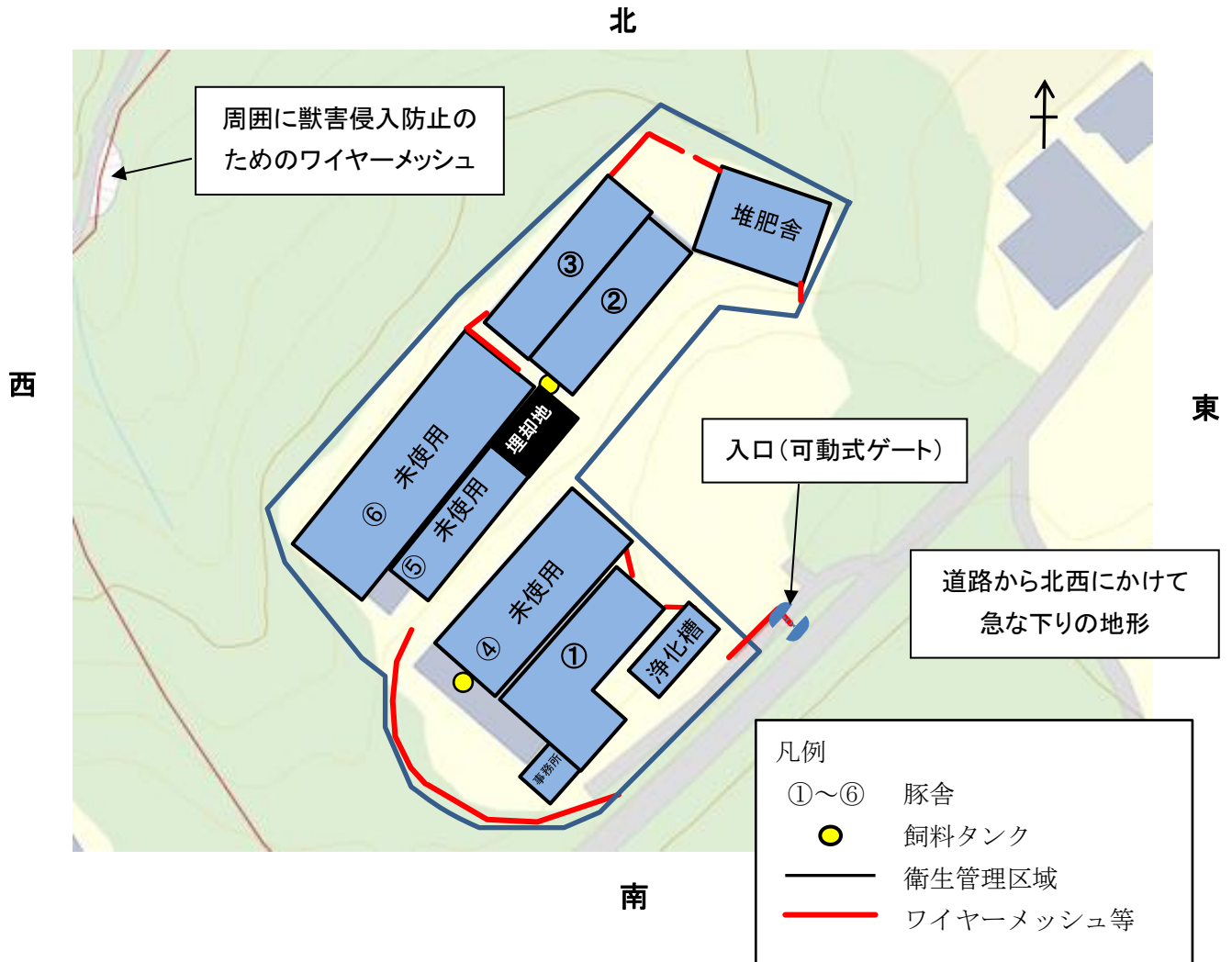
飼養衛生管理基準の主なもの	農場の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公道を挟んで2つの区域があるが、一連の作業施設全体を含んでそれぞれ設定されていた。</li> <li>電気柵とワイヤーメッシュ柵は区域に沿って設置されていたが、車両の出入口は電気柵のみであった。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域への必要のない者への立入りの制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼養には4名が従事。</li> <li>入口4か所に、注意書きあり。一部入口は、日中は開放状態のことがあった。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域に立ち入る車両の消毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼養者及び飼養者以外（エサ、ガス等関係者）は、農場入口で車両消毒ゲート又は動力噴霧器にて消毒を実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼養者及び飼養者以外は、事務所または更衣室で農場専用の作業服、長靴、手袋、作業服を着用。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豚舎専用の作業服、長靴、手袋に交換していたが、複数豚舎で共有したり、そのまま農場内を移動することがあった。</li> <li>豚舎入口で豚舎専用長靴に交換していたが、着脱場所が明確ではなかった。</li> <li>公道を横断する際、横断前後に踏込消毒を実施していたが、長靴の交換はしていなかった。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動物等からの病原体の侵入防止</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>給餌設備、給水設備等への野生動物（ねずみ、野鳥等）の排せつ物等の混入の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防鳥ネット等により侵入防止策が講じられていたが、一部に建物との隙間があった。</li> <li>複数の豚舎でネズミが侵入していた。</li> <li>農場周囲や入口には、消石灰を散布していたが、十分でない箇所があった。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料に適した水の給与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>井戸を利用。消毒未実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止のための措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死体は急速醗酵堆肥化装置（コンポスト）により堆肥化。</li> <li>堆肥は近隣農家に提供。引渡時は、衛生管理区域に入場させず、公道で実施。</li> </ul>



## 5 中津川市内農場【T農場】における防疫措置

### 事実関係

#### (1) 中津川市内農場【T農場】全体図



#### (2) 農場概要

##### 【飼養者】

2名（農場主及び従業員）

##### 【飼養状況】

計309頭（親豚11頭、子豚298頭）※9/5時点

**中津川市内農場（T農場）の対応の推移**

■はCSF事案発生後新たに実施した防疫対策 ※立入検査はH31(R1)以降のみ記載

日付	農場の対応	備考
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場（A農場）でCSF発生（県内1施設目）	
9/14(金)	★野生いのししでCSF陽性を確認（県内1頭目。岐阜市内）	
11/16(金)	★岐阜市内の岐阜市畜産センターでCSF発生（県内2施設目）	
12/5(水)	★美濃加茂市内の県畜産研究所でCSF発生（県内3施設目）	
12/10(月)	★関市内の施設（B農場）でCSF発生（県内4施設目）	
12/15(土)	★可児市内の県農業大学校でCSF発生（県内5施設目）	
12/21(金)	■ワイヤーメッシュ柵及び電気柵を設置（電気柵はその後撤去）	
12/25(火)	★関市内の農場（C農場）でCSF発生（県内6施設目）	
1/29(火)	★各務原市内の農場（D農場）でCSF発生（県内7施設目）	
1/30(水)	★本巣市内の農場（E農場）でCSF発生（県内8施設目）	
2/6(水)	★恵那市内の農場（F農場）でCSF発生（県内9施設目）	
2/19(火)	★瑞浪市内の農場（G農場）でCSF発生（県内10施設目）	
3/7(木)	★山県市内の農場（H農場）でCSF発生（県内11施設目）	
3/13(水)	<p><b>【立入検査】</b>（国、県等）</p> <p>① 母豚をストール舎から分娩舎に移動させるのであれば、豚舎前の障害物をどかした上で、動線に石灰帯と柵を設けること。</p> <p>② 豚舎毎に長靴を替えること。最低限、ステージ毎（ストール舎&amp;分娩舎、子豚舎及び堆肥作業用）では分けること。</p> <p>③ おが屑置場及び豚舎のカーテン部分に防鳥ネットを張ること。</p> <p>④ 子豚及び大貫（規格よりも大きくなった豚）を出荷する際に使用するかごを、可能であれば防鳥ネットを張ったおが屑置場に置くこと。少なくとも、使用前に、毎回確実に洗浄・消毒すること。</p> <p>⑤ 農場に入る車両は動力噴霧器で消毒すること。</p> <p>⑥ 堆肥舎の壁の穴（大きくないが、多少ある）、カーテンの隙間等を塞ぐこと。</p>	
3/15(金)	農林水産省豚コレラ現地対策本部名及び県東濃家畜保健衛生所名で、3/13立入検査の結果について、文書で改善を依頼。	
3/23(土)	★山県市内の農場（I農場）でCSF発生（県内12施設目）	
3/30(土)	★美濃加茂市内の農場（J農場）でCSF発生（県内13施設目）	
4/9(火)	★恵那市内の農場（K農場）でCSF発生（県内14施設目）	
4/26(金)	<p><b>【立入検査】</b>（国、県）</p> <p>3/13指摘事項に係る改善状況を確認。</p> <p>① 母豚は歩かせないこととしており、使用前に毎回洗浄・消毒したかごに乗せて移動させている。</p>	

	<p>② ストール舎&amp;分娩舎には長靴を設置済。子豚舎及び堆肥作業用には未設置。</p> <p>③ おが屑置場には防鳥ネットを設置済。豚舎については、カーテンを開けたら設置予定。</p> <p>④ かごは、おが屑置場に置いていないものの、ブルーシートで覆い、使用前に毎回洗浄・消毒済。</p>	
4/17(水)	★恵那市内の農場 (L農場) でCSF発生 (県内15施設目)	
5/25(土)	★山県市内の農場 (M農場) でCSF発生 (県内16施設目)	
5/29(水)	<p><b>【確認】</b> (国)</p> <p>・3/13の指摘の改善状況を写真確認(②、③、⑤、⑥)。</p>	
6/23(日)	★関市内の農場 (O農場) でCSF発生 (県内18施設目)	
7/3(水)	★恵那市内の農場 (P農場) でCSF発生 (県内19施設目)	
7/10(水)	★七宗町内の農場 (Q農場) でCSF発生 (県内20施設目)	
7/27(土)	★恵那市内の農場 (R農場) でCSF発生 (県内21施設目)	
8/17(土)	★揖斐川町内の農場 (S農場) でCSF発生 (県内22施設目)	
8/20(火)	早期出荷事業による豚の出荷開始	
9/4(水)	<p>16:40 飼養者から東濃家畜保健衛生所へ、母豚が1頭死亡した他、子豚も複数頭死亡との連絡あり。当該農家に移動自粛を要請。</p> <p>17:40 交差の恐れがあると畜場(1か所)への事前連絡。</p> <p>17:40~ 東濃家畜保健衛生所職員が農場へ立入検査を実施。</p> <p>18:30 搬出制限区域内農場(1農場)への事前連絡。</p> <p>20:30~ 血液検体10頭、解剖豚4頭※を中央家畜保健衛生所へ移送。 ※2頭は死亡、2頭は生存。うち1頭は採血豚と重複</p>	<p>・死亡豚の周辺豚(10頭)の体温測定及び採血を実施 (複数で40℃以上)</p>
9/5(木)		<p>・05:50採血10頭のPCR①検査(血液) 結果→9頭陽性</p>

	<p>14:00 国との協議を経て、疑似患畜と決定。 搬出制限区域内農場（1農場）へ搬出制限を実施。</p> <p>16:45 殺処分開始 22:50 殺処分完了</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・08:45 採血10頭のPCR②検査（血液）結果→9頭陽性</li> <li>・10:30 解剖4頭のPCR①検査（臓器）結果→4頭陽性</li> <li>・13:30 解剖4頭のPCR②検査（臓器）結果→4頭陽性</li> </ul>
9/6(金)	10:30 防疫措置完了	
9/13(金)	【行政指導】（県） 家畜伝染病予防法第12条の5に基づき、再発防止策の策定を指導。	
11/1(金)	報告義務違反の経緯・原因、再発防止策等について、県に報告。	

※当該農場（T農場）における死亡豚数（7/1～9/4 報告徴求で把握したもの）

日付	死亡豚数	死亡理由（農場主の判断）
7/5	1	死産1
7/10	2	死産2
7/14	1	死産1
8/8	1	死産1
8/10	4	死産4
8/16	1	分娩の不良（繁殖豚）
9/1	5	圧死5
9/4	30程度	※立ち入り検査当日。現地調査時の農場主への聞き取りでは死亡頭数は33頭。

※本報告は令和元年10月末時点までに、検証チームが把握した事実または農場主からの聞き取り等に基づき記載したものであるが、継続調査中である。

【中津川市内農場（T農場）：飼養衛生管理基準に定めるものの対応】

飼養衛生管理基準の主なもの	農場の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一連の作業施設全体を含んで設定。</li> <li>ワイヤーメッシュ柵は全体を網羅せず、地形的条件を考慮のうえ、必要な部分のみ設置。また、一部はトタン板で代替していたが、そこに隙間があった。</li> <li>入口1か所は、可動式ゲートを設置。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域への必要のない者への立入りの制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼養には2名が従事。現場従業員は事務所内に居住。</li> <li>入口には立入禁止の注意書きあり。</li> <li>入口の可動式ゲートは常時閉鎖。訪問者は農場主に連絡のうえ、従業員がゲートを開閉する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域に立ち入る車両の消毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼養者及び飼養者以外（餌運搬業者等）の車両は、入場時に事務所横で洗浄及び消毒を実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼養者は事務所内で農場専用の長靴、作業服、手袋を着用（豚舎専用の長靴等の着用は徹底されていない）。</li> <li>飼養者以外（餌運搬業者等）は事務所付近で、農場専用の長靴、作業服を着用。</li> <li>子豚舎と浄化槽の動線には、消石灰及び踏込消毒槽は未設置。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動物等からの病原体の侵入防止</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>給餌設備、給水設備等への野生動物（ねずみ、野鳥等）の排せつ物等の混入の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豚舎の密閉度は低い。一部豚舎の窓は開放状態であったほか、防鳥ネットと建物には隙間があった。</li> <li>豚舎にネコが多数侵入しており、豚の胎盤を食べることもあった。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料に適した水の給与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道水を利用。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止のための措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死体は農場内冷凍庫で一時保管後、県外化製場にて処理。</li> <li>堆肥は近隣の農家に配布していたが、この今年になってからは配布を自粛。</li> <li>豚舎と堆肥舎を往来する堆肥を運搬する重機のシャベル部分は未消毒であった。</li> </ul>

## 6 恵那市内農場【U農場】における防疫措置

### 事実関係

#### (1) 恵那市内農場【U農場】全体図



#### (2) 農場概要

##### 【飼養者】

11名 (従業員)

##### 【飼養状況】

計8,060頭 (親豚650頭、子豚7,410頭) ※9/22 時点

### 恵那市内農場（U農場）の対応の推移

■はCSF事案発生後新たに実施した防疫対策 ※立入検査はH31(R1)以降のみ記載

日付	農場の対応	備考
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場（A農場）でCSF発生（県内1施設目）	
9/14(金)	★野生いのししでCSF陽性を確認（県内1頭目。岐阜市内）	
9/26(水)	■電気柵を設置	
11/15(木)	■ワイヤーメッシュ柵を設置	
11/16(金)	★岐阜市内の岐阜市畜産センターでCSF発生（県内2施設目）	
12/5(水)	★美濃加茂市内の県畜産研究所でCSF発生（県内3施設目）	
12/10(月)	★関市内の施設（B農場）でCSF発生（県内4施設目）	
12/15(土)	★可児市内の県農業大学校でCSF発生（県内5施設目）	
12/25(火)	★関市内の農場（C農場）でCSF発生（県内6施設目）	
1/29(火)	★各務原市内の農場（D農場）でCSF発生（県内7施設目）	
1/30(水)	★本巣市内の農場（E農場）でCSF発生（県内8施設目）	
2/6(水)	★恵那市内の農場（F農場）でCSF発生（県内9施設目）	
2/19(火)	★瑞浪市内の農場（G農場）でCSF発生（県内10施設目）	
3/7(木)	★山県市内の農場（H農場）でCSF発生（県内11施設目）	
3/5(火)	<b>【立入検査】</b> （国、県等） ① 各豚舎に設置された防鳥ネットに破れている箇所が散見されるので、修繕すること。 ② 一部の豚舎では、ネズミが多く生息している形跡が確認されたので、防鳥ネット、ネズミ返し等を活用し、新たなネズミの侵入を防止するとともに、殺鼠剤等による生息数の削減に取り組むこと。 ③ 電気柵がワイヤーメッシュよりも内側に設置されていたため、電気柵、ワイヤーメッシュの順番に設置すること。 ④ 各豚舎間の道路について、舗装されていない箇所ではぬかるみがひどく、消毒薬が効果的に作用しない可能性があるため、可能な限り、農場内の道路を舗装すること。 ⑤ 各豚舎専用の長靴と衣服を使用すること。	
3/7(木)	★山県市内の農場（H農場）でCSF発生（県内11施設目）	
3/13(水)	農林水産省豚コレラ現地対策本部名及び県東濃家畜保健衛生所名で、3/5立入検査の結果について、文書で改善を依頼。	
3/23(土)	★山県市内の農場（I農場）でCSF発生（県内12施設目）	
3/30(土)	★美濃加茂市内の農場（J農場）でCSF発生（県内13施設目）	
4/3(水)	<b>【立入検査】</b> （国、県） 3/5指摘事項に係る改善状況を確認。 ① 防鳥ネットの張り直し、又は金属板に	

	<p>よる穴の修繕を実施済み。</p> <p>② 防鳥ネットの修繕、ねずみ返しの追加等により、更なる侵入の防止対策を実施済み。粘着シートや殺鼠剤を追加使用し、生息数の削減に向けた取組みを実施。月に1回程度の頻度で、民間業者による駆除を実施。</p> <p>③ 現状の設置状況であっても、飼養衛生管理基準を満たしている（立地状況として、ワイヤーメッシュの外側が他人の所有地や崖であり、設置が困難）。</p> <p>④ 各豚舎間の道路について、十分量の消石灰を散布していた。舗装について、業者の見積もりを行っており、工事に向けて準備をしていた。</p> <p>⑤ 各豚舎専用の長靴、作業着を用意し、入場時に更衣を実施。</p>	
4/9(火)	★恵那市内の農場（K農場）でCSF発生（県内14施設目）	
4/17(水)	★恵那市内の農場（L農場）でCSF発生（県内15施設目）	
5/25(土)	★山県市内の農場（M農場）でCSF発生（県内16施設目）	
5/29(水)	<p><b>【確認】</b>（国）</p> <p>・3/5の指摘の改善状況を写真確認（④）。</p>	
6/23(日)	★関市内の農場（O農場）でCSF発生（県内18施設目）	
7/3(水)	★恵那市内の農場（P農場）でCSF発生（県内19施設目）	
7/10(水)	★七宗町内の農場（Q農場）でCSF発生（県内20施設目）	
7/27(土)	★恵那市内の農場（R農場）でCSF発生（県内21施設目）	
8/17(土)	★揖斐川町内の農場（S農場）でCSF発生（県内22施設目）	
9/5(木)	★中津川市内の農場（T農場）でCSF発生（県内23施設目）	
9/21(土)	<p>10:15 飼養者から東濃家畜保健衛生所へ、肥育豚が1頭死亡したとの連絡あり。 当該農家に移動自粛を要請。</p> <p>13:30～ 東濃家畜保健衛生所職員が農場へ立入検査を実施</p> <p>13:55～ 交差の恐れがあると畜場（2か所）の所在県へ事前連絡</p>	<p>・死亡豚の周辺豚（20頭）の体温測定及び採血を実施（複数で40℃以上）</p>



	16:10～ 血液検体 20 頭、解剖豚 2 頭※ を中央家畜保健衛生所へ移送 ※ 1 頭は死亡、1 頭は生存で採 血豚と重複	
9/22(日)	09:30 国との協議を経て疑似患畜と決定 14:20 殺処分開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5:00 採血 20 頭、 解剖 2 頭の PCR① 検査結果 →採血 17 頭、 解剖 2 頭陽性</li> <li>• 8:00 採血 20 頭、 解剖 2 頭の PCR② 検査結果 →採血 17 頭、 解剖 2 頭陽性</li> </ul>
9/26(木)	14:06 殺処分完了	
9/28(土)	09:00 防疫措置完了	

※当該農場（U農場）における死亡豚数（8/21～9/20 報告徴求で把握したもの）

日付	死亡豚数	死亡理由（農場主の判断）
8/21	8	死産3、衰弱2、圧死1、腸炎疑2
8/22	12	死産7、未熟1、圧死2、腸炎疑1、ケガ1
8/23	14	死産9、未熟2、圧死3、
8/24	21	死産13、圧死6、腸炎疑1、出血死1
8/25	6	死産2、衰弱1、圧死1、腸炎2
8/26	7	死産3、圧死1、腸炎疑1、肺炎1、脱腸1
8/27	5	死産1、衰弱1、圧死2、脱腸1
8/28	9	死産7、圧死1、腸炎1
8/29	7	死産1、圧死3、肺炎疑1、ヘルニア1、安楽殺1
8/30	23	死産13、圧死8、肺炎1、脱腸1
8/31	11	死産7、衰弱2、圧死2
9/1	6	衰弱1、圧死4、肺炎疑1
9/2	8	死産1、未熟1、衰弱2、圧死2、腸炎疑2
9/3	3	死産2、腸炎1
9/4	13	死産7、衰弱2、圧死3、腸炎疑1
9/5	8	死産5、圧死2、腸炎疑1
9/6	23	死産14、衰弱2、圧死6、腸炎疑1
9/7	20	死産7、衰弱1、圧死10、腸炎1、ケガ1
9/8	12	死産5、衰弱1、圧死5、腸炎疑1
9/9	1	腸炎1
9/10	7	未熟1、衰弱2、圧死3、腸炎疑1
9/11	7	死産1、衰弱2、圧死1、腸炎疑1、肺炎1、奇形1
9/12	13	死産7、未熟2、衰弱2、圧死1、腸炎疑1
9/13	15	死産12、圧死2、腸炎疑1
9/14	14	死産6、圧死4、腸炎疑2、肺炎疑1、失血死1
9/15	8	死産1、衰弱2、圧死3、腸炎1、肺炎1
9/16	8	死産2、未熟1、衰弱1、圧死2、肺炎疑2
9/17	8	死産5、未熟1、圧死1、ヘルニア1
9/18	10	死産3、圧死3、腸炎1、関節炎2、難産1
9/19	8	死産5、衰弱1、腸炎1、難産1
9/20	18	死産13、衰弱1、圧死2、腸炎疑1、肺炎1

【恵那市内農場（U農場）：飼養衛生管理基準に定めるものの対応】

飼養衛生管理基準の主なもの	農場の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一連の作業施設全体を含んで設定。</li> <li>衛生管理区域外の事務所を含み、ワイヤーメッシュ柵及び電気柵で区域全体を網羅している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域への必要のない者への立入りの制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼養には11名が従事。</li> <li>入口は2か所。①業者が使用する出入口（可動式ゲートで常時封鎖）と②従業員が使用する事務所付近の出入口（可動式のワイヤーメッシュ柵で常時封鎖）。</li> <li>入口2か所に立入禁止の注意書きあり。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域に立ち入る車両の消毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入する車両は、農場入口の車両消毒槽による消毒を行った後、動力噴霧器による消毒を行ってから入場する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員は農場入口で専用のサンダルに履き替え、ワイヤーメッシュ柵で囲まれた農場内に入場。その後、事務所でシャワーし、場内用服、長靴、手袋及び帽子に着替えた上で、衛生管理区域内へ入場。</li> <li>豚舎に入る際は、各豚舎出荷台下で農場用長靴から出荷台専用サンダルに履き替え、さらに豚舎入口で手指消毒をし、豚舎専用服、帽子及び長靴に替えていた。</li> <li>豚舎入口には踏込消毒槽、石灰槽を設置。</li> <li>出入り業者は、農場専用の防護服、長靴、手袋及び帽子を使用。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動物等からの病原体の侵入防止</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>給餌設備、給水設備等への野生動物（ねずみ、野鳥等）の排せつ物等の混入の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豚舎の開口部に防鳥ネット及びロールアップ式のカーテンを設置。</li> <li>殺鼠剤を使用していたが、豚舎内にネズミが侵入するとのこと。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料に適した水の給与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道水を利用。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止のための措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死体は熱分解ガス化燃焼装置にて灰化。</li> <li>堆肥舎に防鳥ネットが設置してあったが、一部隙間があった。</li> <li>最近堆肥を場外へ持ち出していない。</li> </ul>

## 7 発生農場における課題と県の今後の取り組み

### 課題1【恵那市内P農場】

#### (飼養衛生管理基準の遵守状況)

- ・ 従業員は、衛生管理区域入口付近で専用サンダルに履き替えた後、事務所（衛生管理区域内）で着替え、シャワーを行っていたが、ウイルスの交差の恐れがあるため、本来衛生管理区域の入口付近で着替えるべきである。

#### (野生動物対策)

- ・ 豚舎内で殺鼠剤を使用していたが、立入時、一部の豚舎ではネズミが確認された。

### 課題2【七宗町内Q農場】

#### (飼養衛生管理基準の遵守状況)

- ・ 衛生管理区域に隣接する林道は、5月連休までは一般車両等が自由に通行していた。連休以降は立入禁止としていたが、衛生管理区域と林道の境界は開放状態であった。
- ・ 豚舎入口に踏込消毒槽と豚舎専用の長靴を設置していたが、長靴を交換しない場合もあったとのこと。また、豚舎内用の長靴に履き替える際、着脱場所が豚舎の内と外で明確に区分されておらず、ウイルスの交差汚染の恐れがあった。
- ・ 飼養者の通勤車両について、自宅では消毒し、消石灰が散布された林道上を通過するものの、衛生管理区域に入る際の消毒は未実施であった。
- ・ 出荷用及び出入り業者の車両について、林道入口（衛生管理区域外）で噴霧器にて車両消毒を実施し、消石灰が散布された林道上を通過するものの、区域に入る際は消毒未実施であった。

#### (野生動物対策)

- ・ 衛生管理区域に隣接する林道を含め、一帯に電気柵とワイヤーメッシュ柵が設置されていたが、一部ワイヤーメッシュ柵が設置されていない部分があり、小動物侵入の可能性は否定できない。
- ・ 豚舎の開口部は防鳥ネットが設置されているが、一部に隙間があった。また、豚舎の壁や天井について、ベニヤ板等で修繕されていたが、一部に隙間が認められた。
- ・ 立入時、複数豚舎内でネズミ及びヘビを確認。また、ネズミの排せつ物の餌への混入を確認。
- ・ 農場周辺では、4月初旬に近隣（農場から200m付近）でCSF陽性の野生イノシシが発見されていたほか、農場内では、キツネ、タヌキ、カラス、

ハトを見かけていたとのこと。

#### (出入り業者への徹底)

- ・ 出入り業者が区域内に入る際、自前の長靴の消毒はしているものの、場内用の衣服や長靴は設置されておらず、着替えはしていなかった。

#### (豚の移動)

- ・ 豚舎間で豚を移動する場合、親豚は消石灰を散布した上を歩かせていたが、子豚については、使用するバケツ（豚の移動用収容ケース）の洗浄・消毒が徹底されていなかった。

#### (一輪車の消毒の徹底)

- ・ 豚舎外の餌タンクから一輪車に餌を積み込んだ後、豚舎に入る際、経路には消石灰が散布されていたが、一輪車の消毒等は未実施であった。なお、使用後の洗浄及び消毒は実施。

#### (沢水の消毒)

- ・ 場内で利用する沢水について、塩素滴下装置が故障したため、自作装置で消毒を行っていたが、その効果は不明。また、消毒薬の調整のため、装置の設置場所である山中（衛生管理区域外）へ場内用の長靴で行き来していた。長靴の洗浄が徹底されておらず、山中から洗浄場所（区域内の豚舎付近）までの間でウイルスの交差の恐れがある。

### 課題3【恵那市内R農場】

#### (野生動物対策)

- ・ 豚舎内にネズミが侵入しており、特に最近が増えてきていたとのことであった。豚舎内でネズミのフンが確認された。
- ・ 最近、農場付近で野生イノシシの子どもを見かけたとのこと。
- ・ 堆肥舎には防鳥ネットが設置されていたものの、隙間があり、スズメやハトが侵入することがあったとのこと。ツバメは農場内でよく目撃されていた。

### 課題4【揖斐川町内S農場】

#### (飼養衛生管理規準の遵守状況)

- ・ 衛生管理区域に沿って、電気柵及びワイヤーメッシュが設置されていたが、車両や重機の出入口など、複数箇所は電気柵のみであった。
- ・ 入口には、鉄製ゲートまたは可動式電気柵が設置されていたが、日中は開放状態のこともあった。
- ・ 豚舎専用作業服に交換していたが、複数豚舎で共有することがあったほか、専用作業服のまま、農場内を移動することがあった。

- ・ 豚舎入口付近で、豚舎専用長靴に交換していたが、着脱場所が豚舎の内と外で明確に区分されておらず、ウイルスの交差の恐れがあった。
- ・ 農場は公道を挟んで2つ区域に分かれており、公道を横断する際、それぞれの入口にて踏込消毒を実施していたが、長靴の交換は未実施であった。
- ・ 農場周囲や入口など、人や豚の動線付近には、消石灰を散布していたが、それ以外の豚舎周囲などは散布が十分でない箇所があった。

#### (野生動物対策)

- ・ 豚舎には防鳥ネットが設置されていたものの、一部豚舎には隙間が認められた。
- ・ 複数豚舎内にはネズミが侵入しており、立入時にも確認された。
- ・ 農場周辺では、野生イノシシが発見されていた。

### 課題5【中津川市内T農場】

#### (飼養衛生管理基準の遵守状況)

- ・ 現場従業員は衛生管理区域内に居住しており、日常生活において豚舎内に設置された洗濯機を使用するなど、居住区と衛生管理区域の境界が不明瞭となっている箇所があった。
- ・ 飼養者及び飼養者以外（餌運搬業者等）は、事務所で農場用の長靴、作業服の着替えを、事務所付近で車両消毒を行っていたが、ウイルスの交差の恐れがあるため、本来衛生管理区域の入口付近で実施すべきである。
- ・ 浄化設備点検のため、1日に2回程度、子豚舎から浄化槽へ行き来していたが、その動線には、消石灰及び踏込消毒槽は未設置であった。

#### (野生動物対策)

- ・ 高低差など地形的条件を考慮のうえ、ワイヤーメッシュ柵は平坦な部分など必要箇所のみに設置され、一部はトタン板で代替していたが、そこに隙間があり、野生動物侵入の可能性がある（なお、農場が設置したワイヤーメッシュ柵のほか、鳥獣害用ワイヤーメッシュ柵が農場全体を囲うように設置されていた）。
- ・ ストール舎と分娩舎が面する開口部は、防鳥ネット等の設置は無く、開放状態であったほか、防鳥ネットが設置されている箇所の一部にも隙間があり、野生動物侵入の可能性がある。
- ・ 野良猫への対応に力を入れていたが、野良猫が豚舎内に頻繁に侵入しており、豚の胎盤を食べた形跡もあったとのこと。
- ・ 農場周辺では、近隣（農場から数百m付近）で野生イノシシの痕跡を住民が発見していたとのこと。

#### (重機の消毒の徹底)

- ・ 堆肥を運搬する重機について、豚舎から堆肥舎への経路には消石灰が散布されていたが、重機のシャベル部分の消毒等は未実施であった。

#### (一輪車の消毒の徹底)

- ・ 餌用の一輪車を豚舎に入れる際に、経路には消石灰が散布されていたが、一輪車の消毒等は未実施であった。

#### (死亡豚の正確な把握及び報告)

- ・ 死亡豚について、県への報告徴求では7月は4頭、8月は6頭、9月は30頭程度として報告されていたが、現地調査時の農場主への聞き取りでは、8月下旬から9月初旬にかけて、少なくとも80頭程度が死亡しており、報告死亡数との間に乖離があった。
- ・ 乖離の原因は、農場主への聞き取りでは「日々の死亡豚の把握を怠ったため」とのこと。現場従業員から農場主への定期報告を徹底させるか、または、農場主が毎日、現場従業員に電話確認し死亡豚の把握をするべきであった。
- ・ おりしも農場では早期出荷の最中であり、ウイルスの拡散防止の観点からより正確な死亡豚の把握と報告を徹底すべきであった。

※なお、その後の調査により早期出荷された豚にCSFが疑われる所見はなかった。

### 課題6【恵那市内U農場】

#### (野生動物対策)

- ・ 豚舎内にネズミが侵入しており、特に最近が増えてきていたとのことであった。
- ・ 農場周辺では、野生イノシシが発見されていた。
- ・ 堆肥舎には防鳥ネットが設置されていたものの、一部に隙間が認められた。

### 課題7【全般的に共通するもの】

#### (豚舎毎の専用服の使用) ※R、U農場除く

- ・ 「野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の危険性が考えられる地域」においては豚舎毎の専用服の使用を求められている(平成30年12月20日付動物衛生課長通知、30消安第4654号)ため、豚舎専用服及び手袋の着用を進める必要がある。

#### (死体処理) ※T農場の死体処理の実態は調査中

- ・ 豚の死体は、急速醗酵堆肥化装置(コンポスト)及び堆肥舎で処理していた。この点、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関する確認が必要である。

## 対策：県の取り組みの改善点及び強化する点

### 【継続して徹底する点】

#### （飼養衛生管理基準の遵守）

- ・ 4月2日には中部空港で感染力のあるASF（アフリカ豚コレラ）ウイルスが初めて確認された。ワクチンや治療方法がなく、致死率が高いこのウイルスの侵入に予断を許さない状況が続いている。

引き続き、国の飼養衛生管理基準の遵守について、国とも連携し、定期的な立ち入り検査における点検の徹底を図り、ウイルスの侵入防止を図る。

第一段階として「衛生管理区域にウイルスを侵入させないこと」  
第二段階として「豚舎にウイルスを侵入させないこと」

の二重の防護を念頭に、特に以下の項目の徹底を図る。

#### （1）ウイルスを侵入させない区域設定と防護柵・防鳥ネット

ウイルス侵入防止の観点から衛生管理区域が適切かどうか点検を徹底する。また、人や野生動物の侵入防止措置を徹底する。

#### （2）人・車両の洗浄と消毒の徹底

十分な消毒効果を得るためには、長靴や車両タイヤの溝等の汚れ（フンや泥等）をしっかりと洗浄した後に消毒することが重要であることから、長靴と車両の適切な洗浄及び消毒を徹底する。

#### （3）モノの洗浄・消毒の徹底

豚舎外で使用する飼料運搬用一輪車などの飼養管理器具について、やむを得ず豚舎へ持ち込む場合には洗浄・消毒を徹底するとともに、豚房には入れないなどの運用を徹底する。

#### （4）豚舎毎の専用服着用

野生いのししでCSF陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の危険性が考えられる地域においては防疫上有効と考えられるため、豚舎毎の専用服の着用を徹底する。

### （正確な全頭把握・死亡豚の報告、及び迅速な立入検査）

- ・ 飼養豚の異変の把握、共有はウイルスの拡散を防ぐための初動対応に不可欠である。各農場に対して死因を問わず、死亡した豚（死産、圧死等を含め）について漏れなく報告するよう徹底する。